



岩手県高等学校教職員組合 〒020-0883 盛岡市志家町11番13号 高校教育会館内
TEL 019-624-5227 FAX 019-653-2285 E-mail:iwako@jtu-iwako.jp
岩手高教組機関誌 発行/情宣部 印刷/杜陵プリント社

- 人勤報告 ●休暇等に関する調査 ●学校にも働き方改革の風を ●教員採用試験結果 ●障害児学校部学習会 ●日教組中央行動
- 大学入学共通テスト ●台風被害 ●喜怒哀楽 ●クイズ

2019確定闘争に向けて —賃金・労働条件の改善をめざして—

岩手県人事委員会は10月7日、知事及び県議会に対して県職員の給与等に関する勧告を行いました。給与改定、通勤手当の改善に結びつきましたが、中高年齢層の勤務意欲策に課題が残りました。

【勧告のポイント】

- ①月例給：較差0.13%・446円（民間354,432円 公務353,986円）
 - ・30代前半までの給与改定。
 - ・大卒初任給1,500円、高卒初任給2,000円引き上げ。
- ②ボーナス：較差▲0.01月（民間4.44月、公務4.45月）につき、据え置き。
- ③通勤手当：交通用具（自家用車等）利用の距離区分を現行65km→90kmに引き上げ、支給月額限度を引き上げ49,300円とする。（20年1月1日より）

勧告を受け、岩手県地方公務員共闘会議（地公共闘）は、10月31日に知事あて要請署名（4,414筆、高教組2,057筆）を手交し、県人事課総括課長交渉をスタートしました。

【確定に向けた課題】

- ・給与改定…6年連続の引き上げ改定ではあるものの、全世代改定には結びつかず、特に3月で現給保障が終了した50代後半層については、マイナス勧告と同等です。中高年齢層への勤務意欲策を求めています。
- ・通勤手当…距離区分、支給限度額の引き上げ勧告とはなりましたが、高速道路利用に関する通勤手当については改善されず、実費弁償の観点から課題となります。
- ・長時間労働是正、休暇制度の充実、専門職（船舶関係等）処遇改善等

今年の確定闘争は、台風19号被害への対応から、県庁内での座り込み行動は配置しませんでした。高教組は地公共闘とともに、給与改定・差額支給の年内実施、諸課題の改善に向けて交渉を強化します。

○確定闘争のスケジュール○

11月8日(金) 総務部長交渉

給与条例の改正案は12月議会に提出される見込みです。承認されれば、4月に遡った差額が12月中に支給される見込みです。